○堺市浄化槽保守点検業者の登録に関する条例施行規則

昭和６０年９月２８日

規則第６１号

（趣旨）

第１条　この規則は、堺市浄化槽保守点検業者の登録に関する条例（昭和６０年条例第２１号。以下「条例」という。）の施行について必要な事項を定める。

（浄化槽保守点検業登録申請書等）

第２条　次の各号に掲げる申請書等は、当該各号に定める書類とする。

(1)　条例第３条第１項の申請書　堺市浄化槽保守点検業登録申請書（様式第１号）

(2)　条例第３条第２項第２号の書面　誓約書（様式第２号）

(3)　条例第３条第２項第４号の明細書　浄化槽保守点検業器具明細書（様式第３号）

(4)　条例第４条第２項の登録証　浄化槽保守点検業登録証（様式第４号。第９条及び第１０条において「登録証」という。）

（条例第３条第２項第５号の規則で定める書類）

第３条　条例第３条第２項第５号の規則で定める書類は、次に掲げる書類とする。

(1)　営業所の付近の見取図

(2)　申請者が現に都道府県知事又は他の保健所を設置する市の長の浄化槽保守点検業に係る登録を受けている場合にあっては、その旨を明らかにする書面

（令２規則２０・一改）

（登録簿の備置き）

第４条　条例第４条第１項の浄化槽保守点検業者登録簿（様式第５号。以下「登録簿」という。）を保健所に備え置く。

（平１２規則６１・一改）

（閲覧の手続）

第５条　登録簿の閲覧をしようとする者は、堺市浄化槽保守点検業者登録簿閲覧申込書（様式第６号）を市長に提出しなければならない。

（閲覧の停止及び禁止）

第６条　市長は、条例第４条第３項の規定により登録簿の閲覧をする者（以下「閲覧者」という。）が次の各号のいずれかに該当する場合には、その閲覧を停止し、又は禁止することができる。

(1)　登録簿を汚損したとき、又はそのおそれがあるとき。

(2)　他の閲覧者に迷惑をかけたとき。

(3)　閲覧に関して職員の指示に従わないとき。

２　市長は、前項に規定する場合のほか、登録簿の管理のため特に必要があると認めるときは、登録簿の閲覧を停止し、又は禁止することができる。

（平１２規則６１・一改）

（営業所ごとに備えるべき器具）

第７条　条例第６条第３号の規則で定める器具は、次に掲げる器具とする。

(1)　水中ポンプ

(2)　照明器具

(3)　水準器

(4)　メスシリンダー（容量１リットルのものに限る。）

(5)　透視度計

(6)　溶存酸素計

(7)　残留塩素測定器

(8)　水素イオン濃度測定器具

(9)　塩素イオン濃度測定器具

(10)　亜硝酸性窒素検出器具

（変更の届出）

第８条　条例第８条第１項の規定による届出は、堺市浄化槽保守点検業変更届出書（様式第７号）を提出することにより行わなければならない。この場合においては、当該届出に係る事項についての変更後の条例第３条第２項各号に掲げる書類を添付しなければならない。

（登録証の書換えの申請）

第９条　条例第８条の規定による書換えの申請は、登録証を添えて、堺市浄化槽保守点検業登録証書換え交付申請書（様式第９号）を市長に提出することにより行わなければならない。

（登録証の再交付の申請）

第１０条　条例第１０条第１項の規定による再交付の申請は、堺市浄化槽保守点検業登録証再交付申請書（様式第９号）を市長に提出することにより行わなければならない。この場合においては、汚損した登録証を添付しなければならない。

（廃業等の届出）

第１１条　条例第１１条の規定による届出は、堺市浄化槽保守点検業廃業等届出書（様式第１０号）を提出することにより行わなければならない。

（帳簿の保存期間等）

第１２条　条例第１３条第２号の営業に関する帳簿は、保守点検を行った浄化槽ごとに記載し、その記載の日の属する事業年度の終了後５年間保存しなければならない。

２　条例第１３条第２号の規則で定める事項は、前項の浄化槽に係る次に掲げる事項とする。

(1)　浄化槽管理者の氏名又は名称及び住所

(2)　所在地

(3)　処理能力及び処理方式

(4)　保守点検を行った年月日及びその内容

（令２規則２０・一改）

（研修）

第１３条　条例第１３条第３号に規定する研修は、大阪府浄化槽保守点検業者の登録に関する条例（昭和６０年大阪府条例第４号）第１４条第４号に規定する大阪府知事が実施する講習会等とする。

２　前項に規定する講習会は、条例第１３条第３号に規定する浄化槽管理士に対し、条例第２条第２項に規定する有効期間内に１回以上受講させるものとする。

（令２規則２０・追加）

（身分証明書）

第１４条　条例第１６条第３項の証明書は、環境省の所管する法律の規定に基づく立入検査等の際に携帯する職員の身分を示す証明書の様式の特例に関する省令（令和３年環境省令第２号）別記様式とする。

（令２規則２０・旧第１３条繰下）

（委任）

第１５条　この規則の施行について必要な事項は、所管部長が定める。

（令２規則２０・旧第１４条繰下）

附　則

（施行期日）

１　この規則は、昭和６０年１０月１日から施行する。

（平１７規則５・旧附則・一改）

（美原町の編入に伴う特例）

２　美原町の編入の日前に、同町の区域内に係るものに関し、大阪府浄化槽保守点検業者の登録に関する条例施行規則（昭和６０年大阪府規則第５３号）の規定に基づき大阪府知事が交付した浄化槽保守点検業登録証（現に効力を有するものに限る。）並びに同規則の規定により大阪府知事に対してなされた申請（これに対する処分があったものを除く。）及び届出は、この規則の相当規定に基づき市長が交付した浄化槽保守点検業登録証並びに市長に対してなされた申請及び届出とみなす。

（平１７規則５・追加）

附　則（平成１２年３月３１日規則第６１号）

（施行期日）

１　この規則は、平成１２年４月１日から施行する。

（経過措置）

２　この規則の施行の際、この規則による改正前の堺市浄化槽保守点検業者の登録に関する条例施行規則の様式に関する規定により作成され、現に保管されている帳票については、当分の間、適宜修正の上、この規則による改正後の堺市浄化槽保守点検業者の登録に関する条例施行規則の様式に関する規定による帳票とみなして使用できるものとする。

附　則（平成１７年１月１９日規則第５号）抄

（施行期日）

１　この規則は、平成１７年２月１日から施行する。

附　則（平成１７年２月２２日規則第４５号）

この規則は、平成１７年３月７日から施行する。

附　則（令和２年３月３０日規則第２０号）

（施行期日）

１　この規則は、令和２年４月１日から施行する。

（経過措置）

２　この規則の施行の際、現に堺市浄化槽保守点検業者の登録に関する条例（昭和６０年条例第２１号）第２条第１項の登録を受けている者については、当該登録の有効期間の満了の日までは、この規則による改正後の第１３条第２項の規定は、適用しない。

附　則（令和７年３月２８日規則第１８号）

（施行期日）

１　この規則は、公布の日から施行する。

　（経過措置）

２　この規則の施行の際、この規則による改正前の堺市浄化槽保守点検業者の登録に関する条例施行規則の様式に関する規定により作成され、現に保管されている帳票については、当分の間、この規則による改正後の堺市浄化槽保守点検業者の登録に関する条例施行規則の様式に関する規定による帳票とみなして使用することができる。